

地方消費者行政推進交付金に係る財政措置の活用期間について

- 地方消費者行政推進交付金における新規事業の開始は**平成29年度まで**としている。
- 各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするため、**個別事業ごとの交付金の活用期間**を定めている。
- 活用期間に沿って実施することにより**最長で39年度まで**交付金の財政支援は活用可能

自治体 類型	事業 メニュー	平成29年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
		新規個別事業 の開始期限	平成29年度までに開始した事業を継続して支援									
通常自治体	①消費生活センター等 整備	地方消費者行政推進交付金活用期間【3年】			首長表明による特例【+2年】							
	②消費生活相談員 (人件費、研修費等)	地方消費者行政推進交付金活用期間【7年】							首長表明による特例【+2年】			
	③消費者教育・啓発等 (※4)	地方消費者行政推進交付金活用期間【7年】							首長表明による特例【+2年】			
小規模自治体 (※2)	①消費生活センター等 整備	地方消費者行政推進交付金活用期間【5年】				首長表明による特例【+2年】						
	②消費生活相談員 (人件費、研修費等)	地方消費者行政推進交付金活用期間【9年】									首長表明による特例【+2年】	
	③消費者教育・啓発等 (※4)	地方消費者行政推進交付金活用期間【9年】									首長表明による特例【+2年】	

※1 図上、平成29年度から開始した事業のみを抜粋しているが、平成28年度以前に実施したものについても、交付金の活用期間の適用を受ける。

※2 小規模自治体とは、人口5万人未満、かつ財政力指数0.4未満の市町村

※3 雇止めの規定をおく自治体は活用期間2年短縮

※4 効率的な事業執行を実現する観点から、一定の制約(1事業あたりの限度額(1500万円))を設定

地方消費者行政活性化基金について

- 「地方消費者行政強化作戦」の**目標達成**に必要な事業に限って活用できる。
- 活用期限は**平成29年度末までを目途**としており、期限終了後は、清算の後、残余额は国庫に返納することとなる。